

## ガイドライン

位置づけや基本的な考え方などを記載しています。

ガイドラインの位置づけ	——	06
公共サインの基本的な考え方	——	07
基本方針	——	10
設置の基本的な考え方	——	11

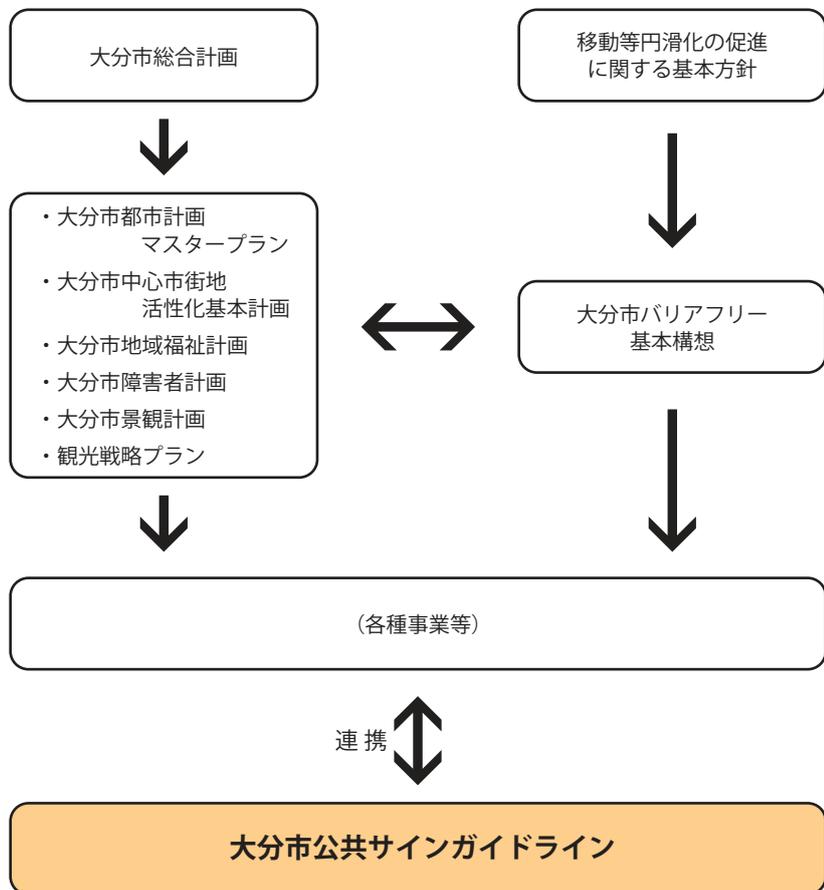
# Sign guidelines 1

# ガイドラインの位置づけ

## ガイドラインに定める 主な事項

※ピクトグラムとは、絵文字や図記号で何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号

基本方針、設置基準、書体、言語表記、色彩、ピクトグラム、表示する情報、文字の大きさ、地図の範囲、バリアフリー情報、設置の高さ、配置位置、構造、維持管理など



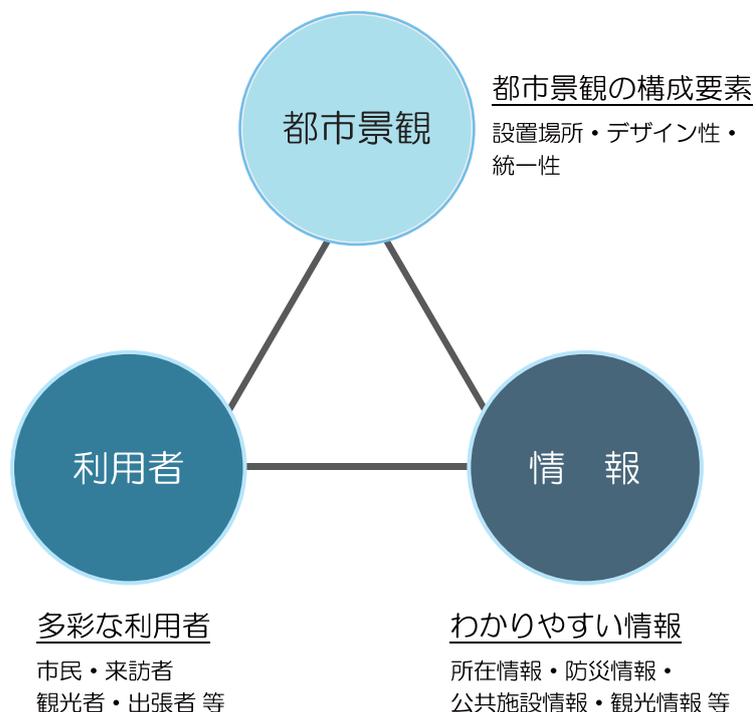
# 公共サインの基本的な考え方

## 公共サインとは

公共施設等への案内・誘導を目的とする標識、地図、案内誘導板等のことをいい、公共施設管理者等が公共空間に設置・管理するものである。

## 公共サインの役割

公共サインの具体的な役割は、まちをわかりやすく案内し、まちの都市景観を形成し、人々がスムーズに快適な活動ができるような「まちづくり」を支援することです。

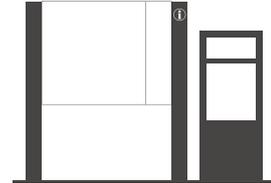


## 公共サインの種類

---

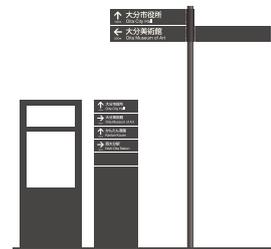
### 案内サイン

地図等を用いて当該地区周辺の事物の所在や位置関係など状況を示すもの



### 誘導サイン

目的の場所へ誘導するため、矢印等で方向を指し、目的地名や距離など示すもの



### 位置サイン

その場所や施設の名称を示し、目的地に着いたことを示すもの



### 説明サイン

施設・資源等の解説を行うもの



### 規制サイン

特定の場所での規制、警戒等の注意喚起を行うもの

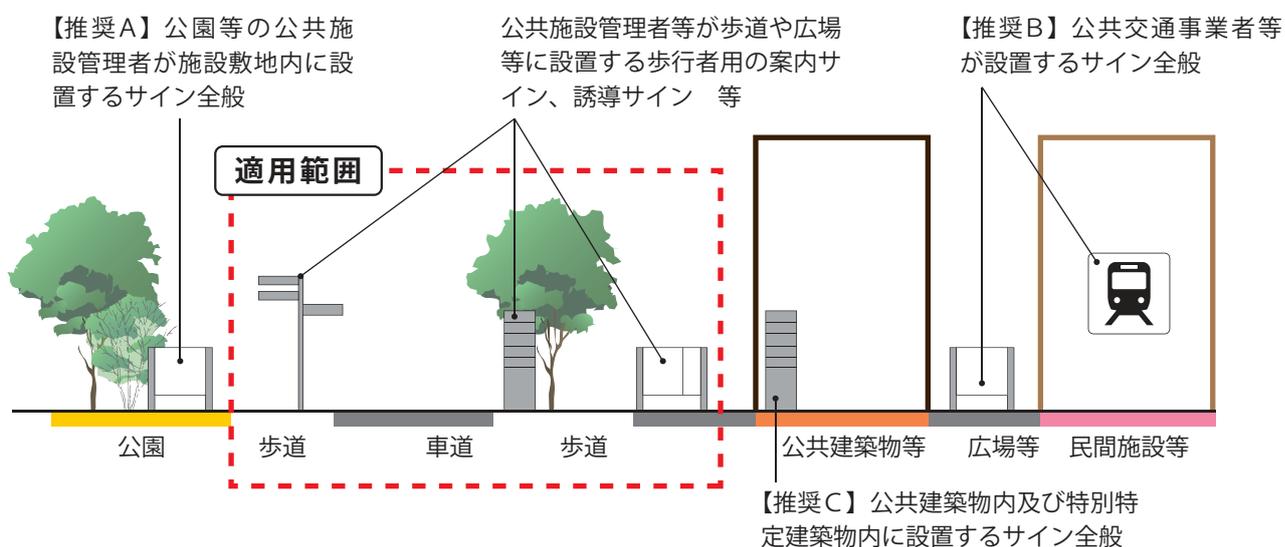
## 適用範囲

全ての公共サインを設置基準に準拠させようとする、事業者が独自で定めているサイン基準や建築物の意匠などとの整合が図れなくなるおそれがあることから、準拠までを求めることが難しい状況があります。

そこで、設置基準への適用範囲を「適用」、「推奨」、「準拠」、「適用外」の4区分に整理しました。

## 対象

主に歩行者を対象とします。



※施設内の案内サインについては、大分県福祉まちづくり条例による施設設備マニュアル（建築物編）を参考とするものとする。

適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設管理者等が歩道上に設置する歩行者用の案内サイン、誘導サイン、位置サイン</li> <li>公共施設管理者等が広場等に設置する歩行者用の案内サイン・誘導サイン</li> </ul>
推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園等の公共施設管理者が施設敷地内に設置するサイン全般【推奨A】</li> <li>公共交通事業者等が設置するサイン全般【推奨B】</li> <li>公共建築物内及び特別特定建築物内に設置するサイン全般【推奨C】</li> </ul>
準拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設管理者等が設置する規制サイン</li> </ul>
適用外	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識</li> <li>その他法令の基準に規定されたサイン</li> </ul>

# 基本方針

ユニバーサルデザインの考え方を基本理念として、全ての利用者にとって使いやすいものづくりを目指し、まちの景観に与える影響も配慮し、調和したサインとします。

なお、歴史や自然などの特性を活かす場合には、本ガイドラインを基本として歴史や自然などの特性を活かす地区毎にサイン設置計画を策定することができるものとします。

## 基本方針①

### だれでもわかる サイン

誰でも容易に認識、理解できるサインとするため、ピクトグラムや視認性のよい書体、文字サイズ、地図、色彩、多言語表記などの基本的な考え方を示します。また、情報の重複やサインの乱立により視認性や認識性が低下しないよう、情報の整理や他のサインや他の公共構造物などの既存構造物との併用による集約化を図ります。

## 基本方針②

### 安全・安心に使える サイン

誰もが安心して利用できるよう、統一した設置基準を用いるものとし、構造（掲出高さなど）・設置方法（視認性や連続性の確保など）について基本的な考え方を示します。

## 基本方針③

### デザインの統一 されたサイン

統一した表示基準によるサインの設置・更新を行いデザインの統一を図ります。また、関係機関との連携により、同じ施設を示すサインが異なる文字表記やピクトグラムを用いて混乱を招かないようにします。

## 基本方針④

### 連続性の確保 されたサイン

基点から目的地までの案内・誘導が連続して行われるよう、配置の考え方を設置基準として示し、サインの連続性を確保します。

## 基本方針⑤

### 適切に維持管理 されたサイン

設置管理者が適切な維持管理を行うことにより、正確な情報提供をはじめ、見やすさや利用しやすさなど快適性を維持します。

# 設置の基本的な考え方

## 設置拠点

歩行者が目的地まで迷うことなく安心して円滑に到達するためには、自分が今どこにいるのか、これからどの方向に進めばよいのか、そして目的地に着いたかどうかの確認を行うことが必要となります。

これらのことを確認するための案内サイン・誘導サイン・位置サインは、目的地までの動線上に連続的に設置されることではじめて有効に機能するものです。

本市では基本的に、人が集中する駅などを起点として、そこから各公共施設へ案内・誘導する必要があります。

また、起点は駅だけではなく、任意の地点からの移動や地域間、施設間の移動も考えられるため、主要なバス停留所、主要交差点、主要公共施設付近についてもサインの設置を検討する必要があります。また、必要に応じて、駅からの案内とは逆に最寄りの駅を案内・誘導するための公共サインの設置も必要であると考えられます。

このようなことから、経路途中からでも目的地へと案内・誘導が可能となる公共サインの基準が必要となります。

主要拠点サイン ……案内サイン



中拠点サイン ……案内・誘導サイン



小拠点サイン ……誘導サイン



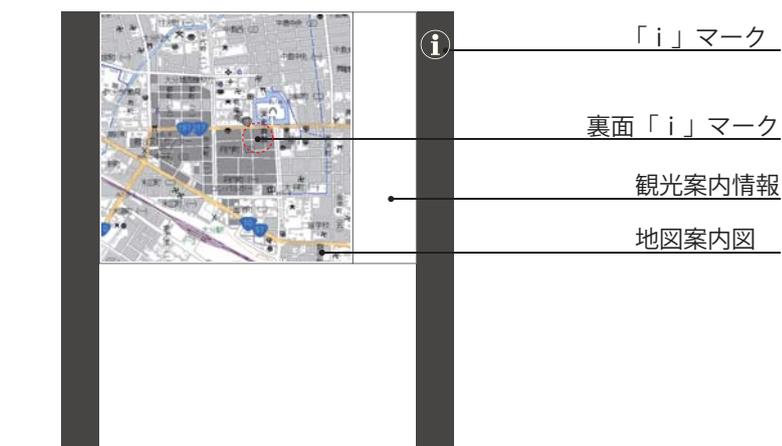
目的地サイン ……位置サイン

## 主要拠点サイン

※設置位置  
駅における駅前広場等の人の拠点となる主要な場所

◆表示内容  
案内サイン

主要拠点の中でも、比較的目立つ場所にサインを設置し、公共施設等への行動起点として、総合的な案内を目的とするサインとします。

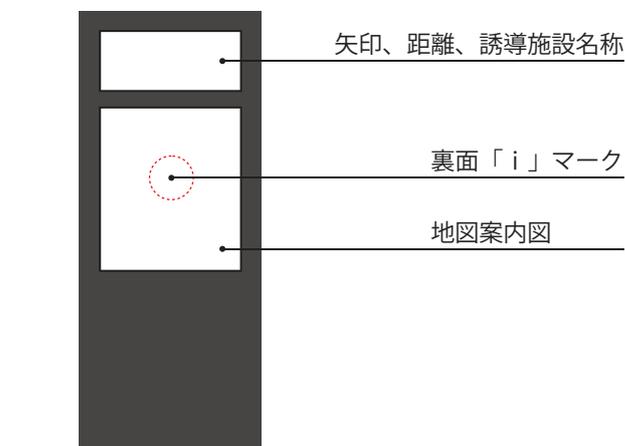


## 中拠点サイン

※設置位置  
主なバス停留所付近、主要交差点付近、主要な公共施設付近

◆表示内容  
案内サイン・  
誘導サイン

主要交差点や歩行動線の分岐点に設置し、表示案内は、案内サインについては、サイン周辺の地区案内図、誘導サインについては、主要拠点のみを案内することとします。



## 小拠点サイン

誘導経路となる歩行動線のうち、交差点付近などの分岐点に設置し、表示内容は、公共施設等とします。

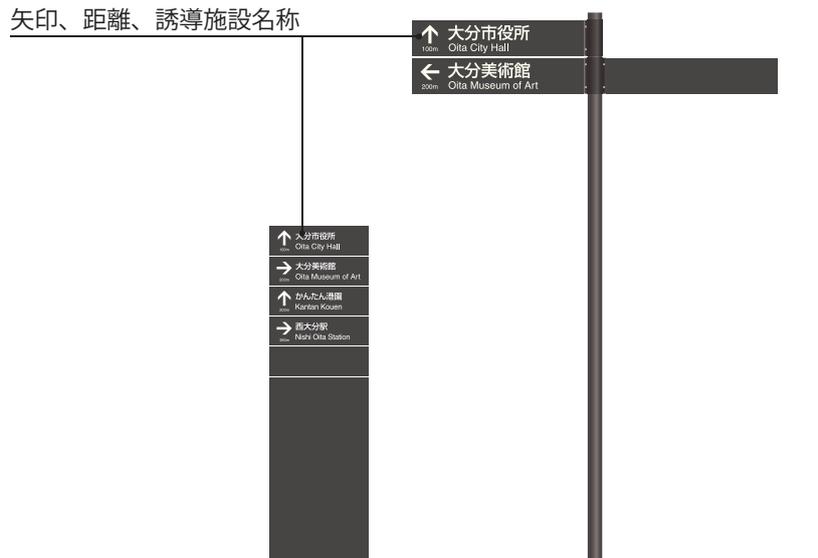
※設置位置

案内経路上の交差点、分岐点

◆表示内容

誘導サイン

矢印、距離、誘導施設名称



## 目的地サイン

目的施設となる公共施設毎に設置します。

※設置位置

目的地施設前又は敷地内

◆表示内容

位置サイン



## 配置基準

駅を行動起点とした場合、起点では広域図・地域案内図・観光情報等を提供し、目的地に近づくに従って詳細情報を絞り込み、主要交差点や歩行動線の分岐点に連続的に情報を提供します。

また、あらゆる場所からの来る人を想定し、公共サインを補助的に設置するなどのネットワーク化を図ります。

なお、大分市バリアフリー基本構想の重点整備地区内については、生活関連経路に位置づけられている経路を原則、主要な誘導経路とします。

